

分担金・拠出金の名称	オゾン層保護基金拠出金	平成28年度 予算額	2,627,174千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画(モントリオール議定書多数国間基金)				
国際機関の概要	<p>・モントリオール議定書多数国間基金(オゾン層保護基金)は、開発途上国(議定書第5条1適用国)におけるモントリオール議定書の実施を支援するため、オゾン層破壊物質を用いた製品等の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施している。</p> <p>・基金事務局は、国連環境計画(UNEP)が務め、モントリオールに所在。</p>				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	国際的にオゾン層保護に取り組む機関は、本件基金が唯一であり、重要な機関である。本件基金により、オゾン層破壊物質を使用している途上国の対策を支援することは、モントリオール議定書締約国としての責務であるとともに、支援対象国となる開発途上国が、モントリオール議定書の下で定められたオゾン層破壊物質削減スケジュールを着実に遵守することが可能となり、地球規模でのオゾン層保護に貢献している。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<p>1. 我が国は、オゾン層保護基金の執行委員会の常任メンバーとして参加し、基金の運営に積極的に貢献。特に、主要拠出国として、締約国会議における事業計画・予算案における審議に参加し、我が国の立場を効果的に反映している。</p> <p>2. オゾン層保護基金は、オゾン層保護に向けた途上国支援が主たる目的であるが、拠出金の一部で二国間支援案件を実施できるため、我が国は二国間協力案件を実施し、日本企業のノンフロン等の技術、ノウハウを途上国に普及させるために活用している。従って、オゾン層保護と我が国の技術普及の両立を達成しており、その有効性は高い。</p>				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>1. オゾン層保護基金は、執行委員会においてプロジェクトの審査・承認、及び基金の行財政管理に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、主要拠出国として、米及び欧州諸国等と連携し、基金の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。</p> <p>2. 特に、2014年からは執行委員会の開催頻度が従来の年三回から年二回へと変更されるところ、効率的な組織運営に向けた改善が図られている。</p> <p>3. その結果、各締約国から否定的な指摘・評価は受けていない。</p>				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	本基金事務局は、オゾン層保護プロジェクトの審査及び実施支援を実施しており、事務局職員はモントリオール議定書関連の専門的知識が必要とされる。2016年4月時点で、事務局職員は15名であり、邦人職員は勤務していない。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	<p>①計画段階(Plan): 我が国が常任メンバーであるオゾン層保護基金執行委員会にてプロジェクト案を審査、承認。支援対象プロジェクトの種類及び費用に関するガイドライン及び決定の採択。</p> <p>②実施段階(Do): 我が国義務的拠出金の支払い、執行委員会で承認されたプロジェクトの実施。各種報告及び評価活動を通じたプロジェクトのモニタリング。</p> <p>③評価段階(Check): 内部・外部監査報告書や執行委員会における運営・活動の評価。</p> <p>④フォローアップ(Act): 各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。</p> <p>執行委員会等の機会に我が国と基金事務局及び基金実施機関との個別協議を設定し、PDCAの改善について随時協議を行っている。</p>				
担当課・室名	国際協力局地球環境課				